30 消安第 5541 号
平成 31 年２月 22 日

各　位

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用方法の表示及び提出を要する試験の取扱いについて

近年、農薬散布の省力化や効率化を図るため、ドローンの利活用が進む中、ドローン等を用いた農薬散布に関する農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の適用の考え方や、当該農薬散布に当たり提出を要する試験成績の内容について、検討を進めてきたところである。

今般、下記１のとおり、農薬の使用方法の表示と散布機器の関係について農薬取締法上の解釈を明確化するとともに、下記２のとおり、ドローン等による農薬散布に関して要求する試験成績の内容を見直したので、御了知願いたい。

記

１．農薬取締法上、農薬の使用方法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、ドローンを含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農薬散布に当たり使用する散布機器は農薬使用者の自律的な判断に任されている。

２．「「農薬の登録申請に係る試験成績について」の一部改正について」（平成 31 年２月 22 日付け 5464 号農林水産省消費・安全局長通知）において、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）を改正した（別紙）。

当該改正により、既に登録されている農薬をドローン等により散布するため、高濃度の希釈倍数で使用する変更の登録申請を行う場合、

①　単位面積当たりの有効成分投下量が元の登録の範囲内であれば、当該申請時に作物残留試験の追加提出を要しない

②　薬害試験は、薬害の有無を確認できるときは、ほ場での実施に限らない

ものとしている。

○農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）一部改正案新旧対照表（抄）

（下線の部分は改正部分）

改　正　後

（別紙）

第２　試験成績の作成に係る条件について

第１に掲げる試験成績は、別表１の「試験項目」の欄に掲げる試験について、それぞれ同表の「試験を実施するに当たって必要とされる条件」の欄に掲げる条件に基づき実施し、得られたものでなければならない。なお、それぞれの試験の実施方法は、別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」において定めるものとするが、環境中予測濃度算定に関する試験成績のうち「河川における農薬濃度のモニタリング」については、現に登録を受けている農薬のみ適用するものとする。

（別表１）

試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件			
		被験物質の種類	試験例数／供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号（別添を参照）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農作物への残留性に関する試験成績	作物残留試験	（略）	（略）	農薬GLP基準に適合した試験施設とする。ただし、生産量の少ない農作物を適用農作物として試験を実施する場合は、この限りではない。 　ほ場試験については、以下の基準に基づき実施する。 ①～⑥　（略） （削除）	3-1-1

現　行

（別紙）

第２　試験成績の作成に係る条件について

第１に掲げる試験成績は、別表１の「試験項目」の欄に掲げる試験について、それぞれ同表の「試験を実施するに当たって必要とされる条件」の欄に掲げる条件に基づき実施し、得られたものでなければならない。なお、それぞれの試験の実施方法は、別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」において定めるものとするが、環境中予測濃度算定に関する試験成績のうち「河川における農薬濃度のモニタリング」については、現に登録を受けている農薬のみ適用するものとする。

（別表１）

試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件			
		被験物質の種類	試験例数／供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号（別添を参照）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農作物への残留性に関する試験成績	作物残留試験	（略）	（略）	農薬GLP基準に適合した試験施設とする。ただし、生産量の少ない農作物を適用農作物として試験を実施する場合は、この限りではない。 　ほ場試験については、以下の基準に基づき実施する。 ①～⑥　（略） ⑦地上散布に用いるものとして登録されている農薬について、空中散布又は	3-1-1

<table>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>無人ヘリコプター散布にも用いるものとして使用方法を追加する場合における当該空中散布又は無人ヘリコプター散布の試験例数は、必要な例数の半数以上（必要な例数３例以下である場合は、２例以上）とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>
（別添）
「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」

＜薬効に関する試験＞
適用病害虫に対する薬効に関する試験
薬効・薬害試験（１－１－１）
１．・２．　（略）
３．試験方法
（１）試験は、ほ場（適用が施設の場合は施設）で行うこととする。ただし、既登録農薬であって、使用濃度又は使用量（有効成分投下量）を増加させる場合の薬害試験については、薬害の有無を確認できるときは、ほ場での実施に限らない。また、試験の目的を達成するため、十分な面積の薬剤処理区及び無処理区並びに原則として対照薬剤区を設けることとする。薬剤処理区については、登録申請に係る使用方法・薬量（濃度）により薬剤処理を行う。
（２）・（３）　（略）
４．　（略）
</td>
<td>
（別添）
「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」

＜薬効に関する試験＞
適用病害虫に対する薬効に関する試験
薬効・薬害試験（１－１－１）
１．・２．　（略）
３．試験方法
（１）試験は、ほ場（適用が施設の場合は施設）で行うこととし、試験の目的を達成するために十分な面積の薬剤処理区及び無処理区並びに原則として対照薬剤区を設ける。薬剤処理区については、登録申請に係る使用方法・薬量（濃度）により薬剤処理を行う。
（２）・（３）　（略）
４．　（略）
</td>
</tr>
</table>

附則（平成 31 年２月 22 日）

この通知による改正後の規定は、平成 31 年２月 22 日以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。